

政令第 号

産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の六第四項第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第十五号」を「第六条第十四号」に改める。

第六条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。

第十条第十一号中「株式会社日本政策金融公庫法」の下に「（平成十九年法律第五十七号）」を加える。

第十六条第二号中「第三十四条第一項第二号」を「第三十五条第一項第二号」に改める。

第二十一条中「第二十九条」を「第三十条」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第三十四条を第三十五条とし、第三十一条から第三十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十条第一項中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条第五項中「第三十二条及び第三十三条」

を「第三十三条及び第三十四条」に改め、同条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とする。

第二十八条の前の見出しを削り、同条を第二十九条とし、同条の前に見出しとして「（創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例）」を付し、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条第一項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同項第三号中「第二十七条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

（場所の定めのない株主総会等に係る会社法の適用）

第二十三条 法第六十六条第二項の規定により会社法の規定を読み替えて適用する場合における同法第三百二十五条の三第一項第一号、第三百二十五条の四第二項及び第三百二十五条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三百二十五条の三第一項	第二百九十八条第一項各号に掲	産業競争力強化法（平成二十五年法律
第一号	げる事項	第九十八号）第六十六条第二項の規定

	<p>第三百二十五条の四第二項 各号列記以外の部分</p>	<p>第三百二十五条の七</p>
	<p>同項第一号から第四号までに掲げる事項</p>	<p>「同項第一号から第四号まで」とあるのは「第三百二十五条において準用する同項第一号から第四号まで」</p>
<p>により読み替えて適用する第二百九十八 八条第一項各号に掲げる事項その他経 済産業省令・法務省令で定める事項</p>	<p>産業競争力強化法第六十六条第二項の 規定により読み替えて適用する第二百 九十八条第一項第一号から第四号まで に掲げる事項その他経済産業省令・法 務省令で定める事項</p>	<p>「第二百九十八条第一項第一号から第 四号まで」とあるのは「第二百九十八 条第一項第一号から第四号まで（第三 百二十五条において準用する場合に限 る。）」</p>

附 則

(施行期日)

1 この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。ただし、第一条、第六条及び第十条第十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）
2 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和三年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第二十九条」を「第三十条」に改める。

理由

会社法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、場所の定めのない株主総会等に係る会社法の適用について定める等の必要があるからである。